第 17 号様式

造材規準書

1　一般

1－1　趣旨

1　道有林野事業では、森林の公益的機能の維持向上を目的とした森林施業を推進している。そのため、立木及び集積材の造材作業は、現場周辺の自然環境や地域住民の生活環境に配慮し、森林の公益的機能の更なる発揮に寄与するものでなければならない。

　このことから、「造材規準書」を制定し、健全な森林の育成と安全かつ適正な作業の実施を推進するものとする。

1－2　適用

1　この造材規準書は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が「北海道有林野の産物売払規則（昭和36年1月19日規則第9号）」及び「北海道有林野の産物売払規則の運用について（平成9年4月1日経営第30号）」に基づいて売り渡す立木及び集積材の造材作業に適用する。

2　契約書、造材規準書、特記仕様書、図面又はその他これに準じて総合振興局長等が指定したもの（以下「契約図書」という。）と現地の間に相違がある場合は、買受人は総合振興局長等に確認して指示を受けなければならない。

1－3　事業着手届等

1　買受人は、「事業着手届」及び「入林者名簿」を別に定める様式を標準として、総合振興局長等に提出しなければならない。また、買受人は総合振興局長等の指定するところにより、労働基準監督署が受理した立木伐採作業計画書（写し）、林野使用位置図等を総合振興局長等に提出しなければならない。

1－4　作業体制等の表示

1　買受人は、林野火災特設消火班編成（山警期間中）等を表示した作業体制図を作成し、これを当該作業現場の見やすい場所に掲げなければならない。

1－5　検査（確認を含む）及び立会等

1　総合振興局長等は、作業が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、作業現場に立ち入り、若しくは立会し、又は必要に応じて資料の提出を請求できるものとし、買受人はこれに応じなければならない。

1－6　跡地検査

1　買受人は、買受物件の搬出を完了した後、速やかに「事業終了届」並びに「搬出済届」を別に定める様式を標準とし総合振興局長等に提出しなければならない。

2　総合振興局長等は、搬出期限が経過したとき、又は買受人から搬出済届の提出があったときは、跡地検査に先立って買受人に対して跡地検査日を通知するものとする。

3　買受人は、総合振興局長等が行う跡地検査に立ち合わなければならない。また、正当な理由なしに跡地検査に立ち合わなかったときは、検査結果に対して異議を申し立てることができないものとする。

4　検査は次の各号に掲げる内容について行うものとする。

(1) 誤伐等の有無及びその状態

(2) 林産物等の被害の状態

(3) その他必要と認められる事項

1－7　使用人等の管理

1　買受人は、使用人（下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舎環境等について適正な労働条件を確保しなければならない。

2　買受人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

1－8　作業中の安全確保

1　買受人は、作業中、総合振興局長等の承諾及び施設管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為をしてはならない。

2　買受人は、気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立しておかなければならない。

3　買受人は、作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うものとする。

4　買受人は、作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保しなければならない。

5　買受人は、作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を常に

講じておくものとする。特に重機械の運転等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

６　買受人は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとする。

７　買受人は、作業にあたっては、作業標識等を設置するものとし、その設置基準については「4－2作業標識板等の設置」によるものとする。

８　狩猟期間中の安全対策に万全を期すこと。

１－９　火災の防止

１　買受人は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

２　買受人は、ガソリン等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

１－10　事故報告

１　買受人は、労働災害等が発生した場合には、直ちに総合振興局長等及び労働基準監督署等に通知しなければならない。

１－11　環境対策

１　買受人は、法令及び条例並びに契約図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、伐採計画及び造材作業の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２　買受人は、環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、総合振興局長等に報告し指示に従わなければならない。

３　総合振興局長等は、周辺に生息する希少な野生生物や下流域における水産資源等に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して作業の中止を求めることができる。

１－12　官公庁等への手続き等

１　買受人は、作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保たなければならない。

２　買受人は、造材作業に当たり買受人の責任と費用負担において、法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとらなければならない。ただし、これによることが困難な場合は総合振興局長等の指示を受けなければならない。

３　買受人は、造材作業に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。買受人は、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

１－13　保険の付保及び事故の補償

１　買受人は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２　買受人は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

３　買受人は、下請けを含む雇用労働者に必要な林業退職金共済証紙を購入し、総合振興局長等に対し、その掛金収納書（写し）を提出しなければならない。

４　買受人は、狩猟による銃の使用に鑑み、現場に残置した林業機械等の破損や故障等に対応するため、車両保険（動産総合保険等）に加入するよう努めるものとする。

２　造　材

２－１　土場の作設、使用

１　買受人は、土場の作設に当たっては、位置、規模、箇所数等について総合振興局長等と協議し作設するものとする。

２　買受人は、造材箇所に既存の土場がある場合は、これを使用しなければならない。

３　買受人は、林野使用位置図に土場の位置、規模等を示し、総合振興局長等に提出しなければならない。

４　買受人は、林地の崩壊及び土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。

５　買受人は、土場が林道等に隣接している場合は、通行の障害にならないよう常に整理整頓を心掛けなければならない。

６　買受人は、作業終了後、残材、追上材、枝条等（以下「残材」という。）の整理、土場の整地等を行うとともに、流水による浸食を防ぐため、土場の出入り口等に簡易な排水路を設けるものとする。

７　買受人は、造材のために土場に枝条を持ち込んだ場合は、その枝条を自然還元するため土場以外の事業実施個所へ散布しなければならない。

２－２　集材路の作設

１　買受人は、集材路の作設に当たっては、線形、延長、幅員等について総合振興局長等と協議し作設するものとする。

２　買受人は、造材箇所に既存の集材路がある場合は、これを使用しなければならない。

３　買受人は、林野使用位置図に集材路の線形、延長等を示し、総合振興局長等に提出しなければならない。

４　買受人は、作設に当たっては切土や盛土を極力抑え、林地の崩壊等を招かないように努めなければならない。

５　買受人は、林地の崩壊又は土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設するものとする。

２－３　立木の伐倒

１　買受人は、契約図書に基づき、総合振興局長等から引渡し又は指定された立木について伐採するものとする。また、これ以外を伐採する必要がある場合は、総合振興局長等に報告し指示を受けなければならない。

２　買受人は、伐倒木に調査番号テープが付いている場合は、伐倒前にこれを外し、伐倒後、伐根の断面部に紛失しないようタッカー等で張り付けなければならない。ただし、調査番号テープを外すことが困難な場合は、伐根の断面部に木材チョーク等で当該番号を移記するものとする。

３　買受人は、伐倒木に隣接する立木及び下層の幼稚樹等に損傷を与えないように伐倒し、支障木の発生を抑えるよう努めなければならない。

４　買受人は、立木の枝払い等で発生した末木、枝条等を土中に埋めたり、沢地、河川の流路及び氾濫原、道路及び道路の排水施設付近に放置してはならない。

２－４　集　材

１　買受人は、林地の状況によって林地の崩壊や立木の損傷を防ぐため、適切な機種を使用するものとする。

２　買受人は、路側にある立木に保護板を設置するなどして周囲の林木を損傷しないように努めなければならない。また、下層に植栽木がある場合は、これを損傷しないよう努めなければならない。

３　買受人は、降雨等により土砂や汚濁水が流出するおそれのあるときは、集材作業を行わないものとする。

４　買受人は、やむをえず沢地、河川を横断する集材路を使用しなければならない場合は、事前に総合振興局長等と協議しなければならない。

５　買受人は、集材を完了した後、及び作業の中途であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路の流水による浸食を防ぐため簡易な排水路を作設するものとする。また、集材が完了した後は枝条の整理、林地及び河床の整地等を行うものとする。

６　買受人は、買受人の責任と費用負担において、集材によって撹乱された林床、裸地等を整地し、又は復元し、土砂の流出や河川の汚濁を防ぐための必要な措置を講じなければならない。

２－５　支障木等

１　買受人は、伐倒、土場及び集材路の作設、集材作業等において、買い受け物件以外の立木及びその他林産物（以下「支障木等」という。）が事業着手前に作業の支障となることが予見できる場合は、別に定める様式を標準とし、あらかじめ総合振興局長に届け出し、その指示を受けなければならない。

２　買受人は、作業中に支障木の発生を予見できた場合、または作業中に労働安全上やむを得ず支障木等を発生させた場合は、あらかじめ総合振興局長等が指示する措置を講じた後、別に定める様式を標準としてその内容を取りまとめたうえで、総合振興局長等が指示する期限までに届け出なければならない。

３　総合振興局長等は、第１項及び２項の届け出を受けたときは、速やかに現地を調査し支障木等の認定を行うものとする。

４　買受人は、認定された支障木等を総合振興局長等の指定するところにより買い受けなければならない。また、認定されなかった立木及びその他林産物については、総合振興局長等の指定するところによりこれを賠償しなければならない。

２－６　残材の整理

１　買受人は、造材作業において、残材の発生が最小限になるように勤めなければならない。また、残材を主伐対象林分に残地する場合は、人力での整理が可能な大きさにする等の造林作業に配慮した整理になるように努めなければならない。

２　総合振興局長等は、造林作業に悪影響のおそれがあると判断した場合は、買受人に対して残材の整理を求めることができる。

３　運　材

３－１　道路の使用

１　買受人は、降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう努めなければならない。

２　買受人は、林道等の除雪を行う場合は、路肩、側溝、路盤その他施設を破損してはならない。

３　買受人は、集材又は運材等によって林道等の路肩、側溝、路盤その他施設を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。

４　買受人は、道路交通法及び関係法令を遵守しなければならない。

４　その他

４－１　跡片付け

１　買受人は、買受人の責任と費用負担において、一切の買受人の機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去しなければならない。

４－２　作業標識板等の設置

１　買受人は、造材現場に通じる林道、作業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を設置するものとする。

―〇〇林班造材現場（入口）―
造材期間：自　元号〇年〇月〇日
至　元号〇年〇月〇日
会社名：〇〇林産協同組合
現場責任者：北海　太郎

４－３　保安林内作業許可標識の設置

１　買受人、又は総合振興局長等は、作業箇所が保安林である場合は「保安林内作業許可標識」を現地に設置するものとする。

４－４　林道等ゲートの施錠

１　買受人は、森林内で作業を行う場合は、当該作業箇所に通じる林道等のゲートを施錠するものとする。

４－５　その他

１　買受人は、林班界標、境界標等を破損、移設してはならない。ただし、作業上、移設を必要とする場合は、総合振興局長等の指示に従わなければならない。

２　買受人は、林班界標、境界標等を破損した場合は、買受人の責任と費用負担において、これを修復しなければならない。

３　買受人は、総合振興局長等が使用する調査用スプレーと同系色のものを道有林野内で使用してはならない。